

事務連絡  
令和8年1月14日

工事担当者 各位

経営総務課入札グループ

### 建設現場一斉閉所の取り組みについて

建設業の働き方改革推進のため、国土交通省近畿地方整備局では令和7年3月21日に建設現場一斉閉所の実施期間拡大の記者発表が行われています。本市においては、公共工事の週休二日制を導入していますが、更なる推進のため、下記のとおり取組に参加しているため、各事業におきましても遺漏なきよう対応していただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 実施日 毎月第2・第4土曜日を閉所日として設定
- 2 対象工事 すべての公共工事  
※ただし、災害復旧工事や工期の短い工事、現場条件で制約のある工事等、週休二日制の対象外となる工事についてはこの取り組みの対象ではありません。
- 3 適用日 令和8年4月1日以降に契約を締結する工事から
- 4 その他 (1) 「建設現場一斉閉所の取り組みに関する Q&A」を参照してください。  
(2) 入札公告に、現場一斉閉所対象工事である旨を記入します。

建設現場一斉閉所の取り組みに関する Q&A (担当者用)

No,	質問	回答
1	第2・第4土曜日に現場閉所できなかった場合のペナルティはあるか。	ペナルティはありませんが、建設業の働き方改革推進の趣旨に則り、できる限り現場閉所を実施させてください。
2	第2・第4土曜日に何らかの理由で現場を稼働させる場合はどのように対応するか。	工事の状況等により、やむを得ない場合については、事前に現場代理人等と協議の上、稼働させてください。その際、打合簿を残すよう指示してください。
3	現場閉所実施の確認は必要か。	従前の報告様式の中で第2・第4土曜日に稼働していないことを確認してください。
4	一斉閉所の対象工事か否かどのように表記するか。	入札公告等で週休二日制の対象工事としている案件については、原則本取り組みの対象工事とします。
5	学校施設の夏季休暇中など、現場の制約により期間が限られる工事の場合は対象となるか。	本取組は原則週休二日制の対象工事のみが対象となるので、現場制約のある工事等、週休二日制の対象外工事の場合は、対象外とします。
6	取り組み状況について報告等があるのか。	現在は、件数調査等は予定していませんが、今後、国土交通省等から調査依頼がある場合は、ご協力をお願いします。